

平成24年11月6日

平成24年度上半期における近畿地区の景品表示法の運用状況

消費者庁では、不当な表示及び過大な景品類の提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めています。

また、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

この度、別添のとおり、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの近畿地区における景品表示法の運用状況を取りまとめましたので、公表します。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：瀬戸口、宮原  
電話：03(3507)8800（内線2462、2464）

## 平成24年度上半期における近畿地区の景品表示法の運用状況

平成24年11月6日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所  
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成24年度上半期における近畿地区（福井県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県及び和歌山県の2府5県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

### 第1 景品表示法違反事件の処理状況

#### 1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（以下「近畿事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成24年度上半期における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が4件、指導が20件の計24件となっている（平成24年度上半期の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導（注）			合 計	
	23年度	24年度 上半期	23年度		24年度 上半期	23年度	24年度 上半期
			警告	注意			
表 示 事 件	1	4	0	48	20	49	24
景 品 事 件	0	0	0	2	0	2	0
合 計	1	4	0	50	20	51	24

（注）平成24年度以降においては、「警告」及び「注意」の区分を廃止し、行政手続法上の「行政指導」に当たる「指導」を行っている（以下同じ）。

問合せ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課  
電話 06-6941-2175（直通）  
ホームページ [http://www.jftc.go.jp/c\\_kinki/index.html](http://www.jftc.go.jp/c_kinki/index.html)

## 2 表示事件

平成24年度上半期に処理した事件は、全てを表示事件が占めており、24件となっている。

その態様の内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が18件、有利誤認（第4条第1項第2号）が5件、原産国告示等（第4条第1項第3号）が3件となっている。

平成24年度上半期においては、一般照明用電球形LEDランプの明るさに関する不当表示及び首もと冷却ベルトの効果持続時間に関する不当表示について、近畿事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		指 導			合 計	
	23年度	24年度 上半期	23年度		24年度 上半期	23年度	24年度 上半期
			警告	注意			
優良誤認 (第4条第1項第1号)	1	4	0	19	14	20	18
有利誤認 (第4条第1項第2号)	0	0	0	26	5	26	5
原産国告示等 (第4条第1項第3号)	0	0	0	6	3	6	3
合 計 (延べ数)	1	4	0	51	22	52	26

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

## 3 景品事件

平成24年度上半期において、景品事件に係る事件処理はなかった。

表3 景品事件の内訳

(単位：件)

事 件	措置命令		指 導			合 計	
	23年度	24年度 上半期	23年度		24年度上 半期	23年度	24年度 上半期
			警告	注意			
懸賞景品告示	0	0	0	2	0	2	0
総付景品告示	0	0	0	1	0	1	0
合 計 (延べ数)	0	0	0	3	0	3	0

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

## **第2 景品表示法の普及・啓発活動等**

### **1 景品表示法に関する相談**

近畿事務所が、平成24年度上半期に受け付けた相談件数は434件となっている。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

### **2 景品表示法に関する講師派遣等**

近畿事務所は、平成24年度上半期において、事業者団体が開催する講習会に、計3回講師を派遣し、また、大阪市（平成24年6月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

### **3 府県等との連携**

近畿事務所は、景品表示法を所管する消費者庁及び近畿地区の府県との間において、平成24年4月から、景品表示法に関する調査情報等の情報共有システムである景品表示法執行NETシステムを利用した一層の情報の共有を行い、事件処理の効率化を図っている。

また、消費者行政近畿ブロック会議（平成24年8月）、近畿地域食品表示連絡会議（平成24年9月）に参加するなど、近畿地区の府県等とも協力して景品表示法の適正な執行に努めている。

## 平成24年度上半期の主要な処理事件

## 1 措置命令（優良誤認）

事件名	事件概要
(株)エコリカに対する件 (24.6.14)	<p>(株)エコリカは、「エコリカLED」等の商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ8商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成21年12月から平成22年11月までの間、商品パッケージの前面、左側面及び上面において「60Wクラス」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球40W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「40Wクラス」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成22年11月から平成23年6月までの間、うち2商品については平成22年12月から平成23年6月までの間、商品パッケージの前面及び左側面において「電球60W相当の明るさ」と、また、少なくとも平成23年11月、自社ウェブサイトにおいて「60Wクラス」と記載</p> <p>①及び③について、実際には、当該6商品の全光束は380～520ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該6商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、当該2商品の全光束は340ルーメン、420ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>なお、(株)エコリカは、うち6商品の商品パッケージの後面において、「◎60Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球60W形相当」等と、また、うち2商品の商品パッケージの後面において、「◎40Wクラス：ダウンライト器具装着時で電球40W形相当」と記載していたが、これらの記載は、前記①～③の表示に近接しているものではなく、また、当該表示に比べて小さい文字でなされたものであることから、当該表示に接した一般消費者に認識されるものとは認められない。</p> <p>(注) 本事件の詳細について <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf</a></p>

事件名	事件概要
(株)エディオンに対する件 (24.6.14)	<p>(株)エディオンは、「プレミアムレッズ KE-6WE26-C」、「プレミアムレッズ KE-6WE26-W」、「プレミアムレッズ KE-7WE26-C」及び「プレミアムレッズ KE-7WE26-W」と称する一般照明用電球形LEDランプ4商品を供給するに当たり、平成22年5月から平成23年11月までの間、以下のとおり表示していた。</p> <p>① KE-6WE26-C及びKE-6WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「40W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球40W相当。」と記載</p> <p>② KE-7WE26-C及びKE-7WE26-Wについては商品パッケージの前面、右側面及び上面において「60W形相当」と、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60W相当。」と記載</p> <p>①について、実際には、KE-6WE26-Cの全光束は400ルーメン、KE-6WE26-Wの全光束は300ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②について、実際には、KE-7WE26-Cの全光束は500ルーメン、KE-7WE26-Wの全光束は400ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>(注) 本事件の詳細について <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf</a></p>
コーナン商事(株)に対する件 (24.6.14)	<p>コーナン商事(株)は、「L i f e - B A L L」との商品名が付された一般照明用電球形LEDランプ6商品を供給するに当たり、以下のとおり表示していた。</p> <p>① うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力4.5Wで40ワット形電球相当の明るさ」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球40形相当の明るさ」と記載</p> <p>② うち2商品については平成22年3月頃から平成23年12月頃までの間、商品パッケージの前面、右側面及び上面において「消費電力5.7Wで60ワット形電球相当の明るさ」と、平成22年9月から平成24年2月までの間、自社ウェブサイトにおいて「白熱電球60ワット相当の明るさです。」と、平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p> <p>③ うち2商品については平成23年4月から同年12月までの間、POPにおいて「電球60形相当の明るさ」と記載</p> <p>①について、実際には、当該2商品の全光束は260ルーメン、320ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の40ワット形の全光束485ルーメンを大きく下回っており、当該2商品は、用途によっては白熱電球の40ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>②及び③について、実際には、当該4商品の全光束は280ルーメン、430ルーメンであって、日本工業規格に定められた白熱電球の60ワット形の全光束810ルーメンを大きく下回っており、当該4商品は、用途によっては白熱電球の60ワット形と同等の明るさを得ることができないものであった。</p> <p>(注) 本事件の詳細について <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120614premiums_1.pdf</a></p>

事件名	事件概要
桐灰化学㈱に対する件 (24.9.6)	<p>桐灰化学㈱は、「熱中対策首もと氷ベルト」と称する商品を供給するに当たり、平成23年4月頃から平成24年3月頃までの間、商品パッケージの表面において「気温が31℃を越えたら暑さに厳重注意！！真夏日には 熱中対策首もと氷ベルト」及び「屋内の家事に スポーツ・レジャーに」と記載した上で、「カチコチに凍って、冷たさ長持ち 約120分冷却 ※使用状況により変わることがあります」と記載していた。</p> <p>実際には、本件商品の効果が実質的に失われると認められるまでの時間は、人を対象とした試験においては平均で約66分、サーマルマネキンを対象とした試験においては平均で約63分であり、夏季の晴天時に人が装着して屋外で軽い運動を行った場合の本件商品の効果持続時間は120分を相当程度下回ると認められるものであった。</p> <p>(注) 本事件の詳細について <a href="http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/representation/pdf/120906premiums_1.pdf</a></p>

## 2 主要な指導事件

消費者庁は、景品表示法に違反するおそれのある行為等がみられた場合は是正措置を採るよう指導を行っている。主要な指導事件は以下のとおり。

### (1) 優良誤認（第4条第1項第1号）

事件概要
<p>A社は、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る役務を提供するに当たり、新聞折り込みチラシ及びパンフレットにおいて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「医師、看護師が365日24時間対応いたします。」と</li> <li>② 「協力医療機関」として「〇〇病院」と</li> <li>③ 「〇〇医療センター…などの複数の提携医療機関へ速やかにご紹介いたします」とそれぞれ表示していた。</li> </ul> <p>①について、実際には、医師は常駐しておらず、看護師は日中のみの常駐であり、24時間対応しているのはヘルパーであった。</p> <p>②及び③について、実際には、提携している事実はなかった。</p>
<p>B社は、衣料品を供給するに当たり、商品に添付した下げ札において、「抗菌防臭加工」等と表示していた。</p> <p>実際には、抗菌・消臭効果が生じる加工が施されていないものであった。</p>

### (2) 有利誤認（第4条第1項第2号）

事件概要
<p>C社は、テニスの講習、テニスラケット等を供給するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、入会キャンペーンとして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「合わせて55, ***円相当を…1, ***円」と</li> <li>② 「今だけお得な入会キャンペーン！ オープン記念〇〇価格」とそれぞれ表示していた。</li> </ul> <p>①について、実際には、テニスの講習や、テニスラケット等の通常価格の総額は31, ** *円から50, ***円であった。</p> <p>②について、実際には、当該キャンペーン終了後も同様のキャンペーンを繰り返し実施しているものであった。</p>
<p>D社は、パンを供給するに当たり、商品パッケージにおいて、通常商品と同一の商品名を記載の上で「5個+1個」と表示していた。</p> <p>実際には、1個当たりの使用生地分量を通常商品より3グラム減少させることにより、全体として17パーセントの増量にとどめるものであった。</p>

(3) 原産国告示（第4条第1項第3号）

事 件 概 要

E社は、レインウェアを供給するに当たり、商品に添付した商標使用許諾を証明するタグにおいて「MADE IN JAPAN」と表示していた。  
実際には、中華人民共和国において製造されたものであった。



## 景品表示法による規制の概要

## &lt;表示&gt;

<b>優良誤認</b> (第4条第1項第1号)	商品・役務の品質，規格その他の内容についての不当表示
<b>不実証広告規制</b> (第4条第2項) 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために，事業者に対し，表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは，当該表示は不当表示とみなす。	
<b>有利誤認</b> (第4条第1項第2号)	商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示
<b>誤認されるおそれのある表示</b> (第4条第1項第3号)	商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であつて内閣総理大臣が指定するもの 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

## &lt;景品&gt;

<b>一般懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>	懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額										
	最高額	総額									
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%									
5,000円以上	10万円										
<b>共同懸賞</b> (昭和52年告示3号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>	景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額											
最高額	総額										
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%										
<b>総付景品</b> (昭和52年告示5号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>	取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額										
1,000円未満	200円										
1,000円以上	取引価額の2/10										
<b>業種別 景品告示</b> (4業種)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新聞業</li> <li>2 雑誌業</li> <li>3 不動産業</li> <li>4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業</li> </ol>										

## ○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （景品類の制限及び禁止）

**第三条** 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその

行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

## ○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

### (公正取引委員会への権限の委任)

**第二条** 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。